

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱

6 産労農振第 25 号
令和 6 年 4 月 1 日

第 1 通則

東京型スマート農業実装化促進事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱（以下「本要綱」という。）に定めるものとする。

第 2 目的

これまでの研究成果により開発されたスマート農業技術について、専門家や民間企業のノウハウを活用しつつ、現場実装を推進することで東京農業の持続的発展に寄与する。

第 3 事業内容

事業名等及び補助率は次のとおりとする。

事業名等	補助率
1 スマート農業専門家等派遣事業（別記 1） スマート農業技術を導入しようとする農業者に対し、専門的見地からの指導や助言等を行う事業	10／10以内
2 スマート農業機械機器等導入事業（別記 2） 農業者が適切な計画に基づきスマート農業機械機器等を導入するための経費を補助する事業	10／10以内
3 事業実施主体運営費補助事業（別記 3） 1 及び 2 を実施するため、事業実施主体に対し必要な経費を補助する事業	10／10以内

第 4 事業実施主体

東京都農業協同組合中央会とする。

第 5 暴力団の排除

事業実施主体が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、本要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、事業実施主体が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、本要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第6 流用の禁止

事業実施主体は、第3の1及び2に掲げる事業と第3の3に掲げる事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

第7 補助金の交付申請

- 1 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体が前項の規定による補助金交付申請書の補助金額を算定するに当たっては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を補助対象経費に含めることができる。ただし、第3の2の事業の内、補助事業者が導入するスマート農業機械機器等への補助金については消費税等相当額を補助対象経費から除いて算定するものとする。
- 3 事業実施主体が1の規定による補助金交付申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第1号の2）を提出しなければならない。

第8 補助金の交付決定

- 1 知事は、第7の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第2号により申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。
- 3 事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9 補助金交付決定前着工

事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情、社会情勢に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届（別記様式第3号）を知事に届け出るものとする。

第10 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第11 申請事項の変更

- 1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（1）補助事業に要する事業費の配分を変更（総事業費の30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業の内容の変更をするとき。

(3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第 12 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 13 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第 6 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 14 実施状況報告

- 1 事業実施主体は、第 8 の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の実施状況報告書（別記様式第 7 号）を作成し、当該四半期の翌月の 15 日までに知事に報告しなければならない。ただし、第 16 の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第 11 の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1 及び前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第 15 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 16 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、直ちに、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 17 額の確定

知事は、第 16 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応

じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第9号により当該事業実施主体に通知する。

第18 是正措置

- 1 知事は、第17の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業実施主体につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第16の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

第19 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第17の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第10号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は補助金の概算払を受けた場合において、第17の規定による補助金の額の確定の通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第12号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第20 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、事業実施主体に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第17の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第21 補助金の返還

- 1 知事は、第10又は第20の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第17の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第22 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 20 の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が事業実施主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 23 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 22 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 22 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 24 延滞金の計算

第 22 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 25 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 26 報告及び調査

- 1 事業実施主体は、本事業の完了後、交付事業に係る者（以下、「補助事業者」という。）から事業計画で定めた目標年度の間、各年度の事業の実績をとりまとめさせ、知事が必要に応じて報告を求めた際には提出すること。
- 2 前項のほか、事業実施主体が事業で導入した機器等の適切な使用の確認について調査を実施する場合は、交付事業に係る補助事業者は事業実施主体の求めに応じて、調査に協力しなくてはならない。

第 27 財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 13 号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第 14 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、知事は「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）」に基づき、承認事務を行うこととする。

第 28 帳簿及び関係書類の整理保管

事業実施主体は、都市農業収益向上緊急対策事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を、当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 29 スマート農業機械機器等導入事業の補助事業者に付すべき条件

- 1 事業実施主体は、スマート農業機械機器等導入事業の補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 5 から第 28 までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - （1）東京都補助金等交付規則、東京都補助金等交付規則の施行について及び本要綱に従うべきこと。
 - （2）スマート農業機械機器等導入事業により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 20 万円以上のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、事業実施主体の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、交付事業を行うに当たって、補助金交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。
 - ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を事業実施主体に納付すること
 - ② 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - （3）前項による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。
- 2 事業実施主体は、補助事業者が交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1 の（2）により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受

けてから承認を与えなければならない。ただし、１の（２）ただし書の場合にあっては、第８による交付決定の通知をもって、当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

- ４ 事業実施主体は、１の（３）により補助事業者から納付を受けた額の都補助金相当額を都に納付しなければならない。
- ５ １及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の都補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、１及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- ６ 事業実施主体は、交付事業に関して、補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の都補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。
- ７ 事業実施主体が補助金を補助事業者へ支払う際は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(別記1)

スマート農業専門家等派遣事業

第1 事業目的

本事業は、スマート農業技術を導入しようとする農業者が自らの経営に適した効果的なスマート農業を実装するに当たり、IT や経営分野等における専門的な見地からの指導や助言等を受けられる機会を設けることを目的とする。

第2 事業対象地域

実施地域は都内とする。

第3 支援対象者

- 1 本事業の支援対象者は、都内に住所を有し、次に掲げる者とする。

支援対象者	備 考
(1) 認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者
(2) 認定新規就農者	基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に基づき青年等就農計画の認定を受けた者

- 2 前項の規定にかかわらず、支援対象者が、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、本事業の支援対象としない。

なお、事業実施主体が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、本事業の支援対象としない。

第4 専門家登録等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、農業者等がスマート農業技術を実装するために必要となる IT や経営分野の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等を有した者（以下「専門家」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。
- 2 専門家に対する謝金及び旅費の基準については別に定めるとおりとするが、事業実施主体の定める単価等がある場合にはそれを適用することができる。
- 3 同一年度の同一支援対象者に対する専門家派遣は 5 回を限度とする。

第5 事業実施

- 1 本事業の専門家派遣業務は、次のとおりとする。

(1) スマート農業技術導入相談業務

スマート農業技術の導入に関して、技術面及び経営面からの助言・提案等を行う業務

(2) スマート農業実装化計画作成支援業務

別記2のスマート農業機械機器等導入事業の実施のための「スマート農業実装化計画」(別記様式第15号、以下「スマート計画」という。)の作成支援等を行う業務

(3) 事業実施後点検業務

別記2のスマート農業機械機器等導入事業実施後のフォローアップ等を行う業務

2 専門家派遣業務の実施にあつては、次の手順で実施する。

(1) 派遣申請

専門家の派遣を受けようとする者は、専門家派遣申請書(別記様式第16号)を事業実施主体に提出する。

(2) 派遣決定

事業実施主体は、前号の申請があつたときは内容を確認した上で、適当と認める場合には派遣を決定し、派遣が決定した旨を申請者に連絡する。

(3) 派遣者選定等

派遣に当たって、事業実施主体は、第4の1により登録された専門家の中から派遣する専門家(以下「派遣専門家」という。)を選定するとともに管轄する農業改良普及センターへ普及指導員の同行を依頼する。

(4) 派遣実施

事業実施主体は、派遣日やその他の調整を行うとともに自らも極力派遣に同行することとし、事業が円滑かつ効果的に実施されるよう努める。

(5) 謝金及び旅費の支払

事業実施主体は、派遣後に派遣専門家から提出された派遣業務報告書(別紙様式第17号)を確認し、当該派遣者に謝金及び旅費を支払う。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによる。

(別記2)

スマート農業機械機器等導入事業

第1 事業目的

本事業は、都が東京都農業協同組合中央会に交付する東京型スマート農業実装化促進事業費補助金を原資として、別記1の事業等によりスマート計画を作成した農業者がスマート農業機械機器等を導入するための経費を補助することで、農業現場へのスマート農業実装を推進する。

第2 事業対象地域

本事業の実施地域は都内とする。

第3 補助事業者

- 1 本事業の補助事業者は、都内に住所を有し、次に掲げる者とする。

補助事業者	備 考
(1) 認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者
(2) 認定新規就農者	基盤強化法第14条の4第1項に基づき青年等就農計画の認定を受けた者

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、本事業の補助事業者としない。

なお、事業実施主体が法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、本事業の補助事業者としない。

第4 補助要件及び補助対象事業

- 1 本事業において補助対象とする費用、補助率等は次のとおりとする。

補助対象とする費用	スマート農業機械機器等の導入費
補助率	補助対象経費の2/3以内（消費税及び地方消費税相当額は補助対象外）。ただし、補助額に1,000円未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てた額とする。
補助対象経費及び補助限度額	1 補助事業者の補助対象経費が500千円以上のものを対象とし、補助限度額は3,333千円とする。

- 2 本事業で補助対象とするスマート農業機械機器等は次のものとする。

区 分	スマート機械機器等
栽培管理	自動操舵農業用機械（後付け装置含む）、草刈機（自立走行式及びリモコン式）、収穫用ロボット、農業用ドローン、圃場モ

	ニタリングシステム、その他作業支援機械機器等
飼養管理	分娩・行動監視システム
施設環境制御	環境制御及び環境モニタリングシステム
出荷・調整	自動選果機、自動計量機
販売	販売所監視システム、キャッシュレス自動販売機
その他	上記以外のスマート機械機器等のうち、専門家が経営の効率化や作業の省力化に有益と認めた機械機器等

3 留意事項

- (1) 補助対象となる経費は、補助対象機械機器等の本体の購入費のほか、運搬費や据付け、配線・配管等のための施工費を含むこととする。
- (2) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとする。
 - ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
 - ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- (3) 前項の表の区分欄の施設環境制御については管理システム及び環境データの観測装置を補助対象とし、ハウスや水耕栽培施設等の設置費並びに栽培用照明、自動天窓開閉、自動カーテン、炭酸ガス発生及びヒートポンプ等の環境制御設備の導入費は補助対象外とする。
- (4) 前項に記載のあるスマート農業機械機器等であっても、次のものは補助対象外とする。ただし、②について、都が特に普及を進める機械機器等として別に定めるものについてはこの限りではない。
 - ① 車両、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機械機器等
 - ② 1 機械機器等当たりの補助対象経費が 200 千円未満のもの
 - ③ リースによる導入
- (5) 本事業と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (6) 補助事業者は本事業により整備した施設等について、農業保険法に基づく農業共済制度に遅滞なく加入する。また、農業共済制度の引受対象外の施設・機械等である場合は損害保険等の加入に努めるものとする。

第5 事業実施

1 事業申請

補助事業者は、スマート計画を添付した補助金交付申請書（別記様式第 18 号）を事業実施主体に申請する。

2 スマート計画の審査

- (1) 前項で添付されたスマート計画は専門家及び普及指導員から各々 1 名以上を含む 2 名以上で審査（以下「審査会」という。）することとし、事業実施主体が審査会の人選や日程、その他の調整を行う。また、審査会において現地調査等が必要と判断された場合においても、事業実施主体が調整役を担い、極力現地調査等と同行するよう努める。
- (2) 前号の審査会においてスマート計画を適当と認めた場合、審査会は当該スマート計画を認定する。
- (3) (1) の審査に係る専門家の謝金及び旅費については、別記 1 の第 4 の 2 に準ずる。

- (4) 別記1の第5の1(2)の事業を活用してスマート計画を作成している場合には、(1)の審査を省略することができる。

3 交付決定

事業実施主体は、前項(2)の認定があった場合、又は別記1の第5の1(2)の事業を活用してスマート計画を作成している場合には、当該補助金交付申請書の内容を確認し、適当と認める場合には補助金の交付を決定するとともに、補助事業者に対して交付決定通知(別記様式第19号)を送付する。

4 額の確定及び補助金の支払

- (1) 事業実施主体は、事業が完了したとき又は自らが定めた期日までに補助事業者に対し、事業実績報告書と併せて領収書等の支出実績が確認できる資料を提出させる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出された内容が、法令及び予算で定めるところに違反しないか、当該補助事業者が行った取組の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、当該補助事業者に交付すべき金額(以下「交付金額」という。)を確定する。
- (3) 事業実施主体は、(2)の確定後、当該補助事業者に対し交付金額を通知するとともに、当該補助事業者があらかじめ指定した金融機関口座に交付金額を振り込む。

(別記3)

事業実施主体運営費補助事業

第1 事業目的

事業実施主体が(別記1)のスマート農業専門家等派遣事業及び(別記2)のスマート農業機械機器等導入事業を実施するために必要な経費を補助する。

第2 実施体制

事業実施主体は、第3の業務を実施するための職員を設置するものとする。

第3 実施業務

事業実施主体は、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 事業の実施要領、申請様式及びその他必要な規程等の作成
- (2) 事業周知のためのウェブサイト掲載、問合せ対応及び申請等の受付事務
- (3) スマート農業専門家等派遣事業の実施に関わる専門家登録、書類審査、派遣等の調整及び謝金等の支払等の事務
- (4) スマート農業機械機器等導入事業の実施に関わる審査会実施、書類審査、進捗管理、確定検査及び補助金の支払等の事務

第4 補助対象経費

第3の業務に必要な人件費、職員旅費、資料購入費、会議費、会場借料、設備等借料、設営費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費(資料作成費を含む。)、広報費、雑役務費、委託費、外注費、システム設計・運用費、維持費、保険料、車両整備費、申請料、輸送・運搬費、公租公課、保管料及び振込手数料を補助対象経費とする。

別記様式第 1 号（第 7 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付申請書

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付 6 産労農振第 25 号）
第 7 の 1 の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業目的

2 事業計画

実施方法	※事業を適正に実施するために、別記 1 の第 1 の事業内容について、どのように業務を実施するか記載してください。
実施体制	※具体的に予定している者や事務委託先がある場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。

3 経費内訳

経費の項目	経費の見積額（又は実績額）（単位：円）
（１）スマート農業専門家等派遣事業	
（２）スマート農業機械機器等導入事業	※審査会等に係る謝金及び旅費は（１）に含めて記載すること。
（３）事業実施主体運営費補助事業	
合 計	

4 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第1号の2（第7関係）

誓 約 書

東京都知事 殿

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱第7の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱第20の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱第21の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第2号（第8関係）

番 号

事業実施主体名

年 月 日付（ 第 号）で補助金の交付申請のあった東京型スマート農業実装化促進事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、 年 月 日付（ 第 号）による申請書のとおりとする。

第3 補助条件

東京型スマート農業実装化促進事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補

助金交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付 6 産労農振第 25 号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第 4 補助率等

事業の内容、補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業の内容	補助対象経費	補助金額	補助率
スマート農業専門家等派遣事業	円	円	補助事業に要する経費の 10 分の 10 以内
スマート農業機械機器等導入事業			
事業実施主体運営費補助事業			
合 計			

第 5 流用の禁止

事業実施主体は、スマート農業専門家派遣事業及びスマート農業機械機器等導入事業の補助と事業実施主体運営費補助事業の補助の相互間における経費の流用をしてはならない。

第 6 申請の撤回

事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 7 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第 8 申請事項の変更

- 1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（要綱別記様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - （１）補助事業に要する事業費の配分を変更（総事業費の 30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
 - （２）補助事業の内容の変更をするとき。

(3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第9 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（要綱別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第10 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（要綱別記様式第6号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第11 事業実施状況報告

- 1 事業実施主体は、要綱第8の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の実施状況報告書（要綱別記様式第7号）を作成し、当該四半期の翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第13の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第8の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1及び前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第12 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第13 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、直ちに、補助事業の成果を記載した実績報告書（要綱別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 14 補助金の額の確定

知事は、第 13 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、要綱別記様式第 9 号により当該事業実施主体に通知する。

第 15 是正のための措置

- 1 知事は、第 14 の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業実施主体に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第 13 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

第 16 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 14 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、要綱別記様式第 10 号による補助金請求書（概算払による場合は、要綱別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は補助金の概算払を受けた場合において、第 14 の規定による補助金の額の確定の通知を受領したときは、概算払精算書（要綱別記様式第 12 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 17 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、事業実施主体に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 14 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 18 補助金の返還

- 1 知事は、第 7 又は第 17 の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 14 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 19 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 17 の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が事業実施主体に対し、補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 20 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 19 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次廻り、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第 19 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 21 延滞金の計算

第 19 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 22 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、

又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 23 報告及び調査

- 1 事業実施主体は、本事業の完了後、補助事業者から事業計画で定めた目標年度の間、各年度の事業の実績をとりまとめさせ、知事が必要に応じて報告を求めた際には提出すること。
- 2 前項のほか、事業実施主体が事業で導入した機器等の適切な使用の確認について調査を実施する場合は、補助事業者は事業実施主体の求めに応じて、調査に協力しなくてはならない。

第 24 財産処分の制限等

- 1 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（要綱別記様式第13号及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、要綱別記様式第14号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、知事は「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」に基づき、承認事務を行うこととする。

第 25 関係書類帳簿の整理保管

事業実施主体は、東京型スマート農業実装化促進事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を、当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第 26 補助金を交付する際に付すべき条件

- 1 事業実施主体は、補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第5から第28までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び要綱に従うべきこと。
 - (2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格20万円以上のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、事業実施主体の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、本事業を行うに当たって、補助金交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書

に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。

① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を事業実施主体に納付すること

② 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前項による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。

(4) 補助事業者は本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる

2 事業実施主体は、補助事業者が本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 事業実施主体は、1の(2)により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1の(2)ただし書の場合にあっては、要綱第7による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

4 事業実施主体は、1の(3)により補助事業者から納付を受けた額の都補助金相当額を都に納付しなければならない。

5 1及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の都補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、1及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

6 事業実施主体は、本事業に関して、補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の都補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。

別記様式第3号（第9関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業に係る補助金交付決定前着工届

年 月 日付（ 第 号）で提出した東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付申請書に係る下記事業について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和6年 月 日付6産労農振第25号）第9の規定に基づき、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 補助金交付申請書年月日
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。

別記様式第4号（第11関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業変更承認申請書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和6年 月 日付
6産労農振第25号）第11の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び
補助金 円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第 5 号（第 12 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付
6 産労農振第 25 号）第 12 の規定に基づき、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認され
たく申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 補助事業の当初からの経過及び現状

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業事故報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付
6 産労農振第 25 号）第 13 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

事業の 内 容	交 付 決定額	月 日現在の 支 出 額		残 高		支出予定額		事業遂行 不能の場 合の不用 額
		補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	円	
合計								

3 今後の対応

別記様式第 7 号（第 14 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付
6 産労農振第 25 号）第 14 の 1 の規定に基づき、 年 月末現在（第 四半期）の実施状
況を下記のとおり報告します。

記

1 実施状況

事業内容	交付決定時事業計画		月 日未現在 （第 四半期）執行率			3 月末日予定	
	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業量	事業費
		円		円	%		円
合 計							

2 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第 8 号（第 16 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった
標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、東京型スマート農業実装化促進事業費補
助金交付要綱（令和 6 年 月 日付 6 産労農振第 25 号）第 16 の規定に基づき、その実績を報告
します。

記

（別記様式第 1 号の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について二段書きで、変更前を上
段に（ ）書きにする。）

別記様式第9号（第17関係）

番 号

事業実施主体名

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金の額の確定について

年 月 日付（ 第 号）をもって交付決定した標記事業に対する補助金については、年 月 日付（ 第 号）をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事

別記様式第 10 号（第 19 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金請求書

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の額の確定の通知のあった標記事業費補助金について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付 6 産労農振第 25 号）第 19 の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 内 訳

事業の内容	補助金額	備 考
	円	
合 計		

番 号
年 月 日

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

年 月 日付（ 第 号）をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和6年 月 日付6産労農振第25号）第19の2の規定に基づき、下記により概算払による交付を請求します。

1 概算払による請求理由

[illegible]

別記様式第 12 号（第 19 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（ 住 所
事業実施主体の代表者
氏 名 ）

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金概算払精算書

年 月 日付（ 第 号 ）をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付産 6 労農振第 25 号）第 19 の 3 の規定に基づき、下記により精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備 考
円	円	円	円	

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	年度			補助事業者名			事業名	東京型スマート農業実装化促進事業					
事業の内容				工 期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容	工種・ 構造 機器 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内容	
							都補助金	その他					
合 計													

注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

別記様式第 14 号（第 27 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体の代表者
氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業により取得した財産の処分承認申請書

東京型スマート農業実装化促進事業により取得した(又は効用の増加した)財産について、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱(令和 6 年 月 日付 6 産労農振第 25 号)第 27 の 3 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 財産処分の対象
 - (1) 財産等の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業主体
 - (3) 事業費・補助金額・補助率
 - (4) 財産等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真(添付)
- 3 処分の方法(処分区分)
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額(予定額)

スマート農業実装化計画

1 申請者の概要

住 所			連絡先	
フリガナ		フリガナ		
個人・法人名		代表者氏名 (法人のみ)		
生年月日 法人設立年月日		農業経営開始日 (認定新規就農者のみ)		

2 営農類型及び所得・労働時間目標

営農類型	現 状			目標（ 年）			
	☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物（ ） ☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産（ ）	☐ 複合経営		☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物（ ） ☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産（ ）	☐ 複合経営		
年間所得	現 状	目標（ 年）	年間労働時間	現 状	目標（ 年）	主たる 従事者 数	人
	万円	万円		時間	時間		
主たる従事者 1 人当 たりの年間所得	万円	万円	主たる従事者 1 人当 たりの年間労働時間	時間	時間		

3 農業経営の現状及び目標

生 産										農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 (売上げ)					
作目・部門名		現 状				目標（ 年）				事業内容		現 状		目標（ 年）	
		作付面積（a） 飼養頭数（頭、羽）		生産量		作付面積（a） 飼養頭数（頭、羽）		生産量							
												万円		万円	
												万円		万円	
												万円		万円	
												万円		万円	
農用地						農業生産施設									
区 分	所在地	地目	現状（a）	目標（ 年） （a）	種 別	所在地	規 模								
							現状		目標（ 年）						
所有地							棟	m ²	棟	m ²					
借入地															
その他															
経営面積合計					経営面積合計										
構成員・役員							雇用者								
氏 名	年 齢	代表者との 続柄(法人 経営にあっ ては役職)	現 状			見通し（ 年）			常時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人	
			担当業務	主たる 従事者	年間農業 従事時間	担当業務	主たる 従事者	年間農業 従事時間	臨時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人	
										延べ人数	現状	人	見通し	人	
		(代表者)													

4 スマート農業技術の実装概要（スマート農業機械機器等ごと記載する。）

スマート農業機械機器等名	(導入するスマート農業機械機器等の名称)		対象となる作目・家畜種類		
導入理由	(目的、現在の問題点及びその改善方策)				
期待できる効果及び根拠	(スマート農業機械機器等を導入することで得られる効果及びその根拠)				
成果目標 (最低1つは必須)	指標名	現 状	1 年 目	2 年 目	3 年 目
	(〇〇作業時間の短縮、コスト削減、〇〇の売上増加等)	(単位：時間、万円等)			

スマート農業機械機器等名	(導入するスマート農業機械機器等の名称)		対象となる作目・家畜種類		
導入理由	(目的、問題点及びその改善方策)				
期待できる効果及び根拠	(スマート農業機械機器等を導入することで得られる効果及びその根拠)				
成果目標 (最低1つは必須)	指標名	現 状	1 年 目	2 年 目	3 年 目
	(〇〇作業時間の短縮、コスト削減、〇〇の売上増加等)	(単位：時間、万円等)			

5 添付書類

(1) 成果目標を設定する際の根拠となる資料

別記様式第 16 号（別記 1 第 5 関係）

年 月 日

事業実施主体（長） 殿

（ 住 所
派遣希望者又は
派遣希望者代表者
氏 名 ）

専門家派遣申請書

下記のとおり専門家派遣を受けたいので、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付 6 産労農振第 25 号）別記 1 の第 5 の 2（1）の規定により申請します。

記

住 所		連絡先	
経営の概要	（営農類型、栽培作物、家畜種類等）		
派遣業務区分	☐ スマート農業技術導入相談業務 ☐ スマート農業実装化計画作成支援業務 ☐ 事業実施後点検業務 ※該当するものにチェックしてください。		
具体的な内容			
派遣希望時期			

添付書類：認定農業者若しくは認定新規就農者又は有機農産物等認証若しくは GAP 認証等を受けていることを証する書面の写し

別記様式第 17 号 (別記 1 第 5 関係)

年 月 日

派遣業務報告書

派遣專門家

派遣先	氏名	場所
派遣年月日	年 月 日 : ~ : (時間)	
行程	移動手段：車・鉄道・バス ()	
相談内容		
対応状況		
総合見解		

年 月 日

事業実施主体（長） 殿

住 所 補助事業者又は 補助事業者代表者 氏 名

東京型スマート農業実装化促進事業費補助金交付申請書
（スマート農業機械機器等導入事業）

下記のとおり事業を実施したいので、〇〇〇〇東京型スマート農業実装化促進事業実施要領第〇の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 機械機器等実装計画

実装する 機械機器等	事業内容	事業量	補助事業 に要する 経 費※	負担区分	
				補助金	自己負担金
			円	円	円
合 計					

※補助事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を除く。

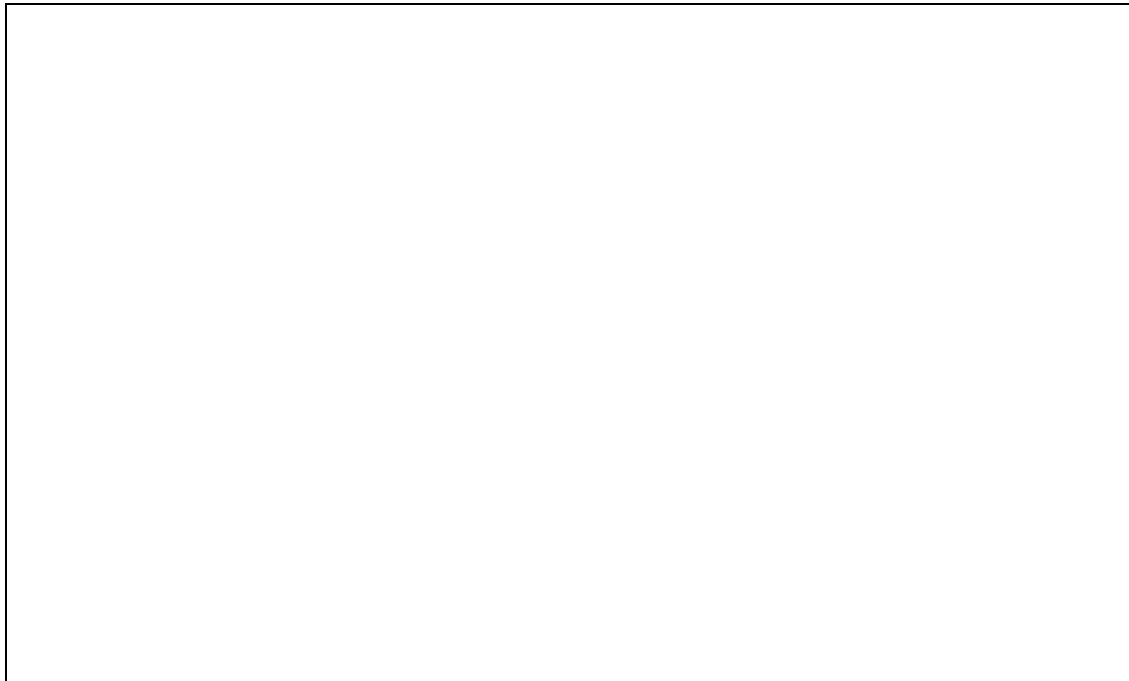
3 事業完了(予定)年月日

年 月 日

4 機器整備位置

(1) 整備場所

(2) 位置図



5 添付書類

(1) 認定農業者若しくは認定新規就農者又は有機農産物等認証若しくは GAP 認証等を受けていることを証する書面の写し

(2) その他必要な資料

- ・交付申請においては、実施設計書、見積書及びカタログ又はパンフレット
- ・実績報告においては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真

別記様式第 19 号（別記 2 第 5 関係）

番 号

補助事業者名

年 月 日付（ 第 号）で補助金の交付申請のあったスマート農業機械機器等導入事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

事業実施主体（長）

記

第 1 交付金額 金 円

第 2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、 年 月 日付による申請書のとおりとする。

第 3 補助条件

スマート農業機械機器等導入事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、東京型スマート農業実装化促進事業費補助金

交付要綱（令和 6 年 月 日付 6 産労農振第 25 号）、〇〇〇〇東京型スマート農業実装化促進事業実施要領（令和 年 月 日付 第 号）（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第 4 補助率等

事業の内容、補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業の内容	補助対象経費	補助金額	補助率
	円	円	補助事業に要する経費の 4 分の 3 以内
合 計			

第 5 暴力団の排除

補助事業者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、要領に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、補助事業者が法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、要領に基づく補助金の交付の対象としない。

第 6 申請の撤回

補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 7 事情変更による決定の取消し等

事業実施主体（長）は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第 8 申請事項の変更

- 1 補助事業者が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（要領別記様式第〇号）を事業実施主体（長）に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する事業費の配分を変更（総事業費の 30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容の変更をするとき。
 - (3) その他事業実施主体（長）が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 事業実施主体（長）は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第 9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（要領別記様式第〇号）を事業実施主体（長）に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体（長）は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（要領別記様式第〇号）を事業実施主体（長）に提出し、その指示に従わなければならない。

第 11 遂行命令等

- 1 事業実施主体（長）は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 事業実施主体（長）は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は事業実施主体（長）が定める日のいずれか早い時期までに、補助事業の成果を記載した実績報告書（要領別記様式第〇号）を事業実施主体（長）に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 13 補助金の額の確定

事業実施主体（長）は、第 12 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、要領別記様式第〇号により補助事業者に通知する。

第 14 是正のための措置

- 1 事業実施主体（長）は、第 13 の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第 12 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 15 補助金の支払及び請求

- 1 事業実施主体（長）は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、要領別記様式第〇号による補助金請求書（概算払による場合は、要領別記様式第〇号）を事業実施主体（長）に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は補助金の概算払を受けた場合において、第 13 の規定による補助金の額の確定の通知を受領したときは、概算払精算書（要領別記様式第〇号）を事業実施主体（長）に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 16 決定の取消し

- 1 事業実施主体（長）は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - （4）補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - （5）その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 13 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 17 補助金の返還

- 1 事業実施主体（長）は、第 7 又は第 16 の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 事業実施主体（長）は、第 13 の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体（長）が、第 16 の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 事業実施主体（長）が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 19 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第 18 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 20 延滞金の計算

第 18 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 21 他の補助金等の一時停止等

事業実施主体（長）は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 22 報告

- 1 補助事業者は事業計画で定めた目標年度の間、各年度の売上等の実績をとりまとめ、事業実施主体（長）が報告を求めた際には提出すること。

- 2 前項のほか、補助事業者は事業実施主体（長）の求めに応じて、調査に協力しなくてはならない。

第 23 財産処分の制限等

- 1 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間とする）を経過しない場合においては、財産管理台帳（要綱別記様式第13号及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、要領別記様式第〇号により知事に申請し、あらかじめ事業実施主体（長）の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、事業実施主体（長）は、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号。以下「承認基準」という。）に基づき承認事務を行うこととし、その場合、承認基準の「50 万円以上」は「20 万円以上」に読み替えるものとする。

第 24 関係書類帳簿の整理保管

事業実施主体は、スマート農業機械機器等導入事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を、当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 25 その他の条件

- 1 補助金により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 20 万円以上のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、事業実施主体（長）の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、本事業を行うに当たって、補助金交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付決定をもって事業実施主体（長）の承認を受けたものとする。こと。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を事業実施主体に納付すること
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 2 前項による事業実施主体（長）の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 3 補助事業者は本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。